

畏友 大島儀一郎氏の闘い(二)

武田 剛

(会員 佐伯市木立)

興人は倒産する前、廃液溜池の不法設置と、廃液燃焼炉の大気汚染で市民会議から告発され、その上、今まで、興人寄りだった県からも告発されて、いよいよバルブ操業が出来ないと判断したのか、四十七年八月に「近い将来、バルブをやめる」と発表した。市民は公害の無い新事業に期待していたところ、翌年の六月に突然「原油基地計画」を発表してきた。「石間の東海岸に原油の受入れ出しの岸壁を造り、興人全敷地に原油タンク群を造る」という計画である。原油基地は、災害の恐れがあり、雇用も少なく人員整理が伴うのに、興人労組がすでに同意していたのは不可解だった。

この計画にいち早く反対を表明したのが、佐伯市が誘致した興人のためひどい被害を受けた鶴見町漁協であっ

た。組合長の清家太三郎氏と参事の阿部金利氏は、すぐさま佐伯市漁協と市民会議に共闘を呼びかけた。佐伯市漁協内には、興人に通じる連中がいたが、副組合長の大島氏の引き締めで、共闘態勢を組んで立ち上がった。

まず、全漁船が大漁旗を掲げて壮大な海上デモをやり、氣勢をあげて上陸し、市中デモに移ろうとした時、興人から佐伯市漁協に十億五千万円の巨額補償金の申し入れがあった。漁協は動揺するかと思われたが、申し入れに来た興人社員が海に突き落とされんばかりに拒否された。「公害の上に災害まで持ち込むのか」という怒りと、興人不信だった。

その頃、小生に鶴見町漁協理事から「興人が理事に一人二十万円配って、切り崩しをはかっている」という知らせがあった。反対ピラにそれを詳しく載せたら、金を配った人物から決闘を申し込まれた。場所は商工会議所の屋上と指定されたが、どうしたのか相手が来なかった。興人は、原油基地計画を発表してから、二十日あまりで撤回に追い込まれた。そして、その二ヶ月のうちに倒産した。我が国戦後最大の倒産であった。理由は、前述したが、有馬温泉の土地開発の失敗で、そののち、会社更

生法の適用を受け、再建の道を歩き始めた。

倒産して残されたのが、直接市民の目にふれない海底に溜まる莫大なパルプヘドロである。とにかく、四十年にわたって日夜ストレートに垂れ流したヘドロである。潜水夫から聞いたところ、深い所は二米から三米堆積していると言う。

このヘドロは佐伯湾の水産物に大きな障害になり、イメージダウンになるので、市民会議は以前から正確な調査を要求してきた。県は要求を受け入れ、国に調査を要請、国は通産省の工業技術院地質調査所が、日本大学文理学部応用地学科の協力を得て、四十七年十一月に四日間にわたって、現地海底のヘドロの水平・垂直の分布、成分の分析、解析を行った。

そして、翌年八月に百四十ページにわたる、詳細な報告書が発表された。(写真) この報告書は四十三年に発表された水質調査報告書(写真)が、死魚の原因を曖昧にした玉虫色の報告書に比べ、はるかに学術的良心に基づいて報告されていた。

報告書には、ヘドロの深さが二メートルある強汚染地域に十八万トン堆積し、中汚染地域に十六万トン堆積と



佐伯湾ヘドロ実態調査報告書
(昭和48年8月)



佐伯湾水質調査報告書
(昭和43年3月)

あった。報告書の説明会では、弱汚染・微汚染を含めるとヘドロ総量は、五十万トンに達するという。強汚染の十八万トンはすぐに除去が望ましいが、中汚染の十六万トンも除去の必要があるということであった。合計で三十四万トン、十トントラックで三万四千台分である。何んとも莫大な量で、この報告書には大きなショックを受けた。

当時、すでに佐伯港の港湾整備の工事が始まっていた。大型船が接岸出来る岸壁と、海底を十四メートルまで掘り下げる工事である。

この時は良心的に、まずヘドロの除去から始めた。大型の浚渫船の周りに、しっかりとフェンスを張り、浚渫船には直径六〇センチ程の大きなバキュームがあつて、それが海底のヘドロを直接吸い上げ、長いパイプで陸上の興人数地に噴出した。フェンスの外に、ヘドロがもれることはほとんど無かつた。我々は初めて、海底に溜まっていたヘドロの姿を見た。

灰色でタマゴの腐った様な硫黄臭がして、とても魚貝が生息出来るものではなかつた。

その時、五万トン浚渫したと言うけれど、果して何ト

ンあるのか見当もつかなかつた。

四十八年には、佐伯港が国の重要港湾に指定された。総額八百億円の大計画である。そんなに港を整備しても、果して物流があるのかという疑問が起きた。佐伯の物流の主なもの、セメントと造船である。セメントも造船も専用岸壁がある。重要港湾の岸壁を使うのは、興人の輸入チップと外材である。

このために、八百億円も投入して岸壁を造る必要はあるのかという疑問である。漁民の中には、港湾は不必要だという根強い声があつた。そして、漁民はヘドロの二次公害を心配して反対したが、結局条件を出して同意した。しかし、その条件はほとんど実現していない。

国・県は不誠実である。今にして思えば、港湾の必要よりも港湾建設業者の工事と利益のための工事という色合いが強かつた。

そして、いよいよ平成八年から国土交通省による本格的な工事が始まつた。ところが、驚くべきことに五十二年の工事では、前述の様に、まずヘドロを浚渫して陸上にかけて、そのちに海底の土砂を浚渫したのに、今度の工事は、ヘドロも土砂もごっちゃ混ぜで、船の大きな

バケツトでつかんでは運搬船に積むのである。バケツトからヘドロが流れ落ち、フェンスの中はヘドロの濁りが充満した。満載した船は、フェンスを開けて彦島まで捨てに行くのである。汚濁防止のフェンスは、船の出入りで開けるからまったく役に立っていない。その上、フェンスは海底まで閉じていない宙ぶらりんであつたから、ヘドロは流れ放題である。

国はこのヘドロを、前号に書いた土砂災害の彦島の内側にぶち込んだ。ここでもフェンスの張り方がズサンで、その上フェンスを開けて船が出入りするので、たちまち汚濁が拡がった。おかしいのは、ここにヘドロを投入するのは公害物質の不法投棄であり、当然二次公害を起こすものであるのに、「彦島藻場造成事業」なる名前を付けて投入した事である。

ヘドロを投入して藻が生えるのか、水産のための藻場なら水産庁が造る筈、それをなぜ国交省が造るのか、まったくデタラメにも程があつた。これは悪徳業者と座敷で網を引く、一部漁協幹部の考えた悪智慧を国が利用した不法行為である。よくもまあ、こういう事をやつたものである。

やがて、当然ヘドロによる二次公害が起きた。まず、石間の東側で養殖していた業者のブリ・ハマチが全滅した。業者はヘドロで死んだと抗議したが、国や県や手先の業者から「養殖場のある所は埋立てをするので、その時、充分補償する」と丸め込まれて、黙ってしまった。そして、いよいよ大島氏の三度目の苦難が始まつた。大島氏は、彦島の土砂被害の経験から、港湾工事のズサンな工法を指摘し、ヘドロが拡散しない様、真剣に抗議したが、国・県の担当職員は驚くべきことに「佐伯湾のヘドロは土砂とみなす」と回答して、工法を改めようとはしなかつた。

県の職員は、自分のペン一本で五十万トンのヘドロの存在を否定し「土砂だから問題ない」と言うのである。五十万トンの有機物のヘドロが、ペン一本で土砂という無機物に変わったのだ。この様な行為はサギであり、犯罪でなくて何であろうか。この様な県職員の流れとした態度は許せるものではない。

大島氏は、海上保安庁佐伯海上保安署に出向き、取締りを要請した。ところが、保安署はすでに口裏を合わせているのか、「佐伯湾ヘドロ実態報告書」を無視して

「土砂だから土砂の濁りは取締りの対象にならない」という、二べも無い返答だった。国の調査で、ヘドロは厳然と存在する、それを国の職員がわざと認めない、なぜか。明らかに産廃の二次公害によって魚や真珠が死ぬのに、保安庁は見えて見ぬふりをするのだ。そこに業者の手が廻った汚職のおいを感じる。

保安署の公僕精神は、腐っている。なぜ、国交省は当初の様に、まずヘドロを除去して浚渫工事に取り掛からないのか。そうすれば、被害は未然に防げたのだ。

ヘドロの除去は国の法律「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と「公害防止事業費事業者負担法」によって、排出した原因者が処理するか、その費用を負担しなければならないと決められている。佐伯湾のヘドロの原因者は興人である。そのヘドロを土砂にすれば、興人にとって処理の間と処理費用を免れるから大助かりであり、それは莫大な利益を意味する。おそらく、興人が国に手を廻したのではあるまいか。これ程、国と公害企業の癒着はあるまい。

工事が進むにつれて、とうとう恐れた事態が発生した。養殖の真珠貝は港湾工事の現場や、彦島の捨場から五キ

ロ〜七キロ離れているが、ヘドロの濁りは潮流に乗って、貝の筏を襲った。二十万個の貝のうち、六万個が死んだ。大島氏は、再び公害等調整委員会に提訴を決断した。前回、彦島の土砂被害の提訴を途中で取り下げたので、弁護士の方にはバツが悪かったが、相談すると「やりましょう」と快諾してくれ、岡村・安東・清水の三弁護士と宮崎大学の生田先生が、前回と同じチームを組んでくれた。

公害等調整委員会は、前回取り下げたにもかかわらず、今回の提訴も真剣に受け止めてくれ、現地調査には委員長を始め、学識者の委員、多数の職員の方々が来佐し、調査船に乗り込み、佐伯湾のほぼ全域、蒲戸崎の海底から番匠川の佐伯大橋下まで、詳細に採泥し、潮流・流速を測定した。大島氏は、委員会の真摯な態度に感謝し、手ごたえを感じた。そして、何度も上京し、弁護士と委員会に出席して意見を陳述し、質問に答え、証拠書類を提出し、そして、被害額六千三百万円の支払いを国に求めた。

工事による被害が発生し始めたのが平成八年、その八年後、ようやく公害等調整委は国に対し「アコヤ貝の大

量死は、工事の過失による」として、千九百万円の支払いを命じた。

その金額は、被害額の三分の一に満たなかったが、しかし、大島氏は国を相手にして、とうとう勝ったのだ。永い永い八年間の闘いであった。この勝利は、大島氏の執念と三人の弁護士先生、それに生田先生の協力のお陰であるが、闘いの中ですら一抹の不安があった。

それは、国の機関が国の機関を罰するであろうかという不安であった。それが総理府の公害等調整委員会は、国土交通省を罰したのだ。ここに正義があった。勝った日、大島氏の目から大粒の真珠の様な涙がこぼれた。私は、この涙を公害等調整委員会の皆さんに見せたかった。国土交通省は破廉恥にも公害委の裁定を不服として、民事裁判に提訴した。そこには、自らの非を悟るところか、ただ己のメンツのみの提訴である。民事法廷では、公害裁判が困難であるからこそ、公害等調整委員会が設置されたのだ。民事提訴は、国が国の機関を否定する行為であろう。

国交省は提訴するどころか、自らのズサンな工事での様な事態を招いた事を反省し、責任を追及すべきであ

る。ヘドロを無視したこと、フェンスが意味をなさないズサンな工事をした事、工事の嚴重な監督を怠った事、そして業者のズサンな工事によって、この様な被害を生じたのであるから、その損害の賠償を求めるときではないか。また、この様な裁定が出た以上、警察はそこに犯罪はないのか、当然捜査すべきである。この様な事が一切行われていない。今や行政が一番ヘドロに汚染されているのではないか。

大島氏は裁定に勝ったが、永年の闘いによるストレスで肝臓病が悪化し、完全勝利を見ずに亡くなった。なんとも無念残念の極みである。しかし、真珠を育て、漁協・漁民・地区民のあらゆる世話をしながら公害と闘い、権力に屈せず、漁民の誇りを守り通したその生涯は、佐伯の水産史上に永遠に輝くであろう。

また、大島氏は真珠養殖で日中友好に尽くした。中国の研修生を受け入れ、宿舍まで準備し、数年間に涉って技術のすべてを教えた。

自らも二度訪中し、現地で指導した。中国の漁民から、大島氏ほど歓迎された人はないであろう。偉大な人物であった。

国は1900万円支払え

公害調整委が初の裁定

「アコヤ貝大量死、泥が原因」 整備工事の過失認定

佐伯市



佐伯市で整備中のしゅんせつ船を撮影する
国の公害調整委員会（2003年7月3日）

「国が佐伯湾で築いた埋立整備事業の影響で、養魚を主とする大規模養殖アコヤ貝が死んだ」として、佐伯市側への買
取調整委員会（宇野庄義委員長）は四日までに、埋立整備事業と貝死との因果関係を認め、国に千九百万円の
支払いを命じる裁定をした。同調整委は、
整備による、国は買取から千二百万円、市は、埋立
物の埋戻し、船舶の大型化、玄米地区埋立事業を完工
に想定するが、同事業の一環として、追記し
を策定。一九九六年八月、約千二百万円をした。

「国が佐伯湾で築いた埋立整備事業の影響で、養魚を主とする大規模養殖アコヤ貝が死んだ」として、佐伯市側への買
取調整委員会（宇野庄義委員長）は四日までに、埋立整備事業と貝死との因果関係を認め、国に千九百万円の
支払いを命じる裁定をした。同調整委は、
整備による、国は買取から千二百万円、市は、埋立
物の埋戻し、船舶の大型化、玄米地区埋立事業を完工
に想定するが、同事業の一環として、追記し
を策定。一九九六年八月、約千二百万円をした。

同社は事業現場から五
〜七、離れた三所であ
コヤ貝養殖、王大れし
た貝は、一九九九年九月末の時点で
で、約二十万個が生きて
いたが、同年末までに引
り、生理的機能が低下し
て衰弱、死亡しており、相
当の因果関係がある」と
認定。「国は工事実施注
意の際、業者に汚濁防止
防止措置を盛り込むよ
うに、現場を盛り込む
く形が整備された埋立防
止機能が約千七百にわ
たつて閉じており、これ
から部分的に泥が流出し
ていたことが認められ、
指摘。同じく閉じていた
配管から泥が流出した
可能性がある。付帯期と
し、ほとんどの時期はほぼ一致
し、ほとんどの発生原因は、
泥が流出したことが、
結果、委員会の存在が適
切、有効に発揮された

「国は工事実施注
意の際、業者に汚濁防止
防止措置を盛り込むよ
うに、現場を盛り込む
く形が整備された埋立防
止機能が約千七百にわ
たつて閉じており、これ
から部分的に泥が流出し
ていたことが認められ、
指摘。同じく閉じていた
配管から泥が流出した
可能性がある。付帯期と
し、ほとんどの時期はほぼ一致
し、ほとんどの発生原因は、
泥が流出したことが、
結果、委員会の存在が適
切、有効に発揮された

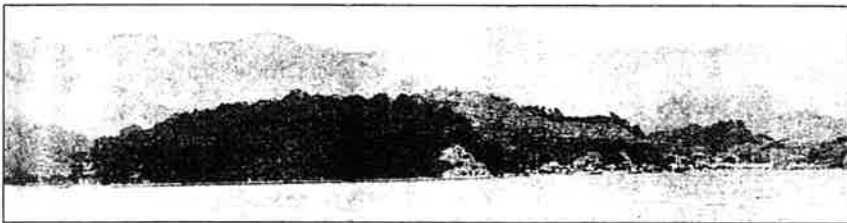
「国は工事実施注
意の際、業者に汚濁防止
防止措置を盛り込むよ
うに、現場を盛り込む
く形が整備された埋立防
止機能が約千七百にわ
たつて閉じており、これ
から部分的に泥が流出し
ていたことが認められ、
指摘。同じく閉じていた
配管から泥が流出した
可能性がある。付帯期と
し、ほとんどの時期はほぼ一致
し、ほとんどの発生原因は、
泥が流出したことが、
結果、委員会の存在が適
切、有効に発揮された

「今後の対応を決めたい」と語っている。
非常な上り、
大農協の語、六年間
かかって主張してきたこ
とが認められ、非難がう
れしい。国は五十年前、
話し合い、不審を主張
したが、国側は一切認め
なかつたそれが三年、
独自に調査機関を買持
ち込むなどして原因不明
に努力してきた、わた
したら業者にして海は
宝、今の結果、大切
な船を守りたげられると思
う。

公害調整委員会

公害調整委員会
委員長の宇野庄義氏は、あ
ま、調停、仲介を行な
定を行い、調停、調停
後、委員会の委員、調停
行政組織法に基づき、総務
省の所長となっている。

大分合同新聞 2003年2月5日



霞ヶ浦（明治40年写真帳）